

国立大学法人大分大学管理職手当支給細則

平成16年4月1日制定
平成16年細則第3号

(趣旨)

第1条 この細則は、国立大学法人大分大学職員給与規程（平成16年規程第18号。以下「給与規程」という。）第13条第3項の規定により、管理職手当の支給に関し必要な事項を定める。

(支給範囲)

第2条 給与規程第13条第1項に規定する管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員のうち別表第1に掲げる職務区分を占める職員に支給する。

2 給与規程第19条から第21条までの規定は、前項に規定する職員には適用しない。

(管理職手当の支給額)

第3条 管理職手当の月額は、別表第1に掲げる職務区分を占める職員に適用される本給表の別並びに当該職員の属する職務の級及び当該職務に係る区分に応じ、別表第2の手当額欄に定める額とする。

2 前項の規定による額は、労働基準法（昭和22年法律第49号）第37条第3項に規定する深夜（午後10時から午前5時までの間）における勤務に対する割増賃金相当額を含むものとする。

3 別表第1に掲げる職務区分の複数に該当する場合は、そのうち第1項の規定による額が最も高い職務区分欄（その額が同額の場合は、いずれか一の職務区分欄）を適用するものとする。

(管理職手当の支給方法)

第4条 第2条に規定する職員が、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかった場合（業務上の傷病又は通勤（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に定める通勤をいう。以下同じ。）による傷病により勤務しないことについて特に承認のあった場合を除く。）は、その月の管理職手当は支給しない。

2 第2条に規定する職員が死亡したときは、死亡した日の属する月の管理職手当の全額を支給する。

3 第2条で指定する職が欠員の場合又はその職を占める職員が休職にされている場合に代理、心得等として発令され本務として職務を行う職員には支給する。ただし、併任の場合（教育職員及びリサーチ・アドミニストレーターを除く。）は支給しない。

4 管理職手当は、職員が次に掲げる場合に該当するときは、その期間中支給されない。

- (1) 休職の場合（第1項の場合を除く。）
- (2) 停職にされている場合
- (3) 育児休業をしている場合
- (4) 介護休業をしている場合
- (5) 大学院修学休業をしている場合

(雑則)

第5条 この細則の実施に関し必要な事項は、学長が定める。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成18年細則第10号）

この細則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年細則第12号）

(施行期日)

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 給与規程第13条の規定により管理職手当を支給される職員のうち、この細則による改正後の国立大学法人大分大学管理職手当支給細則(以下「新細則」という。)第3条の規定による管理職手当が経過措置基準額に達しないこととなる職員には、当該管理職手当のほか、当該管理職手当と経過措置基準額との差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を管理職手当として支給する。
 - (1) 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで 100分の100
 - (2) 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで 100分の75
 - (3) 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで 100分の50
 - (4) 平成22年4月1日から平成23年3月31日まで 100分の25
- 3 前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。
 - (1) この細則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において占めていたこの細則による改正前の国立大学法人大分大学管理職手当支給細則(以下「旧細則」という。)第2条に掲げる職務区分に係る区分欄に定める区分(以下「旧区分」という。)に相当する新細則別表第1の区分欄に掲げる区分に対応する同表に掲げる職務区分を占める職員 同日(施行日の前日)に受けていた管理職手当の額
 - (2) 施行日の前日において占めていた旧区分より低い区分に相当する新細則別表第1の区分欄に掲げる区分に対応する同表に掲げる職務区分を占める職員 同日(施行日の前日)に当該旧区分より低い区分に相当する新細則別表第1の区分欄に掲げる区分を適用した場合にその者が受けることとなる管理職手当の額
 - (3) 前二号に掲げる職員のほか、施行日以後に新たに採用された職員その他特別の事情があると認められる職員のうち、学内の他の職員との均衡を考慮して前二号に掲げる職員に準ずるものとして学長が認める職員 前二号の規定に準じて学長が定める額
 - (4) 施行日の前日において、旧細則第2条に掲げる職務区分のうち「課長(総務企画課長及び財務課長)」の職務区分を占めていた職員が、施行日以後も引き続き同職務を占めている間は、新細則別表第1にかかわらず区分欄「Ⅲ種」を適用した場合の新細則における管理職手当を支給するものとする。

附 則(平成20年細則第7号)

この細則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成20年細則第17号)

この細則は、平成20年11月27日から施行し、この細則による改正後の国立大学法人大分大学管理職手当支給細則の規定は、同年11月1日から適用する。

附 則(平成21年細則第3号)

この細則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成21年細則第43号)

この細則は、平成21年10月1日から施行する。

附 則(平成22年細則第5号)

この細則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成22年細則第25号)

(施行期日)

- 1 この細則は、平成22年12月1日から施行する。
(55歳を超える職員の管理職手当の減額支給)

- 2 当分の間、55歳を超える職員（次の表の本給表欄に掲げる本給表の適用を受ける職員でその職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者で、その号給がその職務の級における最低の号給でない者に限る。）に対する管理職手当の支給に当たっては、当該職員が55歳に達した日後における最初の4月1日以後、当該職員のうちける管理職手当の額に100分の1.5を乗じて得た額を減じた額を支給する。

本給表	職務の級
一般職本給表（一）	6級
教育職本給表（一）	5級
教育職本給表（二）	4級
教育職本給表（三）	4級
医療職本給表（一）	6級
医療職本給表（二）	6級

附 則（平成23年細則第12号）

（施行期日）

- 1 この細則は、平成23年5月30日から施行する。

（経過措置）

- 2 この細則による改正後の国立大学法人大分大学管理職手当支給細則別表第2における手当額は、この細則の施行日後に選考された者で新たに管理職手当を受けることとなる者（別表第1に掲げる職務区分が変更された者及び任期が更新された者を含む。）に適用し、それ以外の者に対する手当額は次のとおりとする。

教育職本給表（一）

職務の級	区 分	手当額
5級	Ⅱ種	106,900円
	Ⅲ種	93,500円
	Ⅳ種（附属小学校長）	86,800円
	Ⅳ種	80,200円
	Ⅴ種	66,800円
4級	Ⅳ種	68,800円
	Ⅴ種	57,300円

附 則（平成23年細則第15号）

この細則は、平成23年10月1日から施行する。

附 則（平成24年細則第17号）

この細則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年細則第22号）

この細則は、平成26年1月1日から施行する。

附 則（平成26年細則第17号）

この細則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年細則第8号）

この細則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年細則第3号）

- 1 この細則は、平成28年3月1日から施行し、この細則による改正後の国立大学法人大分大

学管理職手当支給細則（以下「新細則」という。）の規定は、平成27年4月1日から適用する。
（差額の支給）

- 平成28年3月1日に在職する職員で、新細則の適用により、改正前の国立大学法人大分大学管理職手当支給細則に基づき既に支給された給与との間に差額が生じるものに対し、その差額に相当する額を施行日以降の給与の最初の支給日に支給する。

附 則（平成28年細則第13号）
この細則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年細則第31号）
（施行期日）

- この細則は、平成29年1月1日から施行し、この細則による改正後の国立大学法人大分大学管理職手当支給細則（以下「新細則」という。）の規定は、平成28年4月1日から適用する。
（差額の支給）
- 平成29年1月1日に在職する職員で、新細則の適用により、改正前の国立大学法人大分大学管理職手当支給細則に基づき既に支給された給与との間に差額が生じるものに対し、その差額に相当する額を施行日以降の給与の最初の支給日に支給する。

附 則（平成29年細則第6号）
この細則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年細則第16号）
この細則は、平成29年10月1日から施行する。

- 附 則（平成29年細則第22号）
- この細則は、平成30年1月1日から施行し、この細則による改正後の国立大学法人大分大学管理職手当支給細則（以下「新細則」という。）の規定は、平成29年4月1日から適用する。
（差額の支給）
 - 平成30年1月1日に在職する職員で、新細則の適用により改正前の国立大学法人大分大学管理職手当支給細則に基づき既に支給された給与との間に差額が生じるものに対しては、同月の給与の支給日にその差額を支給する。

附 則（平成30年細則第6号）
この細則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年細則第17号）
この細則は、平成30年4月1日から施行する。

- 附 則（平成30年細則第30号）
（施行期日）
- この細則は、平成31年1月1日から施行し、この細則による改正後の国立大学法人大分大学管理職手当支給細則（以下「新細則」という。）の規定は、平成30年4月1日から適用する。
（差額の支給）
 - 平成31年1月1日に在職する職員で、新細則の適用により改正前の国立大学法人大分大学管理職手当支給細則に基づき既に支給された給与との間に差額が生じるものに対しては、同月の給与の支給日にその差額を支給する。

附 則（令和元年細則第7号）
この細則は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和 2 年細則第 5 号）

この細則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年細則第 9 号）

この細則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年細則第 19 号）

この細則は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年細則第 5 号）

この細則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年細則第 10 号）

この細則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年細則第 12 号）

この細則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年細則第 26 号）

（施行期日）

- 1 この細則は、令和 4 年 8 月 1 日から施行し、この細則による改正後の国立大学法人大分大学管理職手当支給細則（以下「新細則」という。）の規定は、同年 4 月 1 日から適用する。
（差額の支給）
- 2 令和 4 年 8 月 1 日に在職する職員で、新細則の適用により改正前の国立大学法人大分大学管理職手当支給細則に基づき既に支給された給与との間に差額が生じるものに対しては、同月の給与の支給日にその差額を支給する。

附 則（令和 5 年細則第 9 号）

（施行期日）

- 1 この細則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
（経過措置）
- 2 当分の間、職員の管理職手当の月額を、当該職員が 60 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日以後、当該職員の受ける管理職手当の額に、100 分の 70 を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。
- 3 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。
 - （1） 大学教員（教授、准教授、講師、助教及び助手をいう。）及びリサーチ・アドミニストレーター
 - （2） 前号に該当する職を除く労働契約の期間を定めて採用される者
 - （3） 国立大学法人大分大学職員就業規則（平成 16 年規則第 5 号。以下「就業規則」という。）第 12 条の 4 第 1 項又は第 2 項の規定により就業規則第 12 条の 2 第 1 項に規定する異動期間（就業規則第 12 条の 4 第 1 項又は第 2 項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長している就業規則第 12 条の 2 第 1 項に規定する管理監督職を占める職員
 - （4） 就業規則第 22 条の規定により定年を延長している職員（就業規則第 21 条第 2 項に規定する定年退職日において、国立大学法人大分大学職員給与規程の一部を改正する規程（令和 5 年規程第 21 号）附則第 2 項の規定が適用されていた職員を除く。）

附 則（令和 5 年細則第 28 号）

この細則は、令和 6 年 1 月 1 日から施行し、この細則による改正後の国立大学法人大分大学管理職手当支給細則の規定は、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

別表第1（第2条関係）

部 局 等	職 務 区 分	区 分
学長室	副学長	Ⅲ種
	学長特命補佐	Ⅳ種
	学長補佐	Ⅴ種
監査室	室長	Ⅳ種
事務局（センター等の事務系職員を含む）	局長	Ⅰ種
	部長	Ⅱ種
	次長	Ⅲ種
	課長・事務長・室長（経理課挾間調達室長）	Ⅳ種
	課長相当職	Ⅴ種
学部等	学部長（医学部長及び理工学部長）	Ⅱ種
	学部長（教育学部長，経済学部長及び福祉健康科学部長）	Ⅲ種
	副学部長	Ⅴ種
	副研究科長	Ⅴ種
	教育研究評議会評議員	Ⅳ種
	学科長	Ⅴ種
医学部附属病院	病院長	Ⅱ種
	副病院長	Ⅴ種
	薬剤部長	Ⅳ種
	看護部長	Ⅱ種
	副看護部長	Ⅲ種
グローバル感染症研究センター	センター長	Ⅲ種
クライシスマネジメント機構	機構長	Ⅱ種
学術情報拠点	拠点長	Ⅲ種
	副拠点長（医学図書館担当）	Ⅴ種
保健管理センター	所長	Ⅴ種
教育学部附属教育実践総合センター	センター長	Ⅴ種
教育学部附属学校	連携統括長	Ⅳ種
	校長（小学校長及び中学校長）	Ⅳ種
	校長（特別支援学校長）・園長	Ⅴ種
	教頭	Ⅴ種
	特別支援学校主事	Ⅴ種

別表第2（第3条関係）

イ 一般職本給表（一）

職務の級	区 分	手当額
10級	I種	139,300円
9級	I種	130,300円
8級	I種	117,100円
	II種	94,000円
7級	II種	88,500円
	III種	77,400円
6級	II種	83,100円
	III種	72,700円
	IV種	62,300円
	V種	51,900円
5級	IV種	59,500円
	V種	49,600円
4級	IV種	55,500円
	V種	46,300円

ロ 教育職本給表（一）

職務の級	区 分	手当額
5級	II種	106,900円
	III種	93,500円
	IV種（附属学校園連携 統括長）	86,800円
	IV種	80,200円
	V種	66,800円
4級	IV種	68,800円
	V種	57,300円

ハ 教育職本給表（二）

職務の級	区 分	手当額
4級	V種	61,900円
3級	V種	38,300円
2級	V種	33,400円

ニ 教育職本給表（三）

職務の級	区 分	手当額
4級	IV種	70,100円
	V種	59,700円
3級	V種	57,700円
2級	V種	35,700円

ホ 医療職本給表（二）

職務の級	区 分	手当額
7級	II種	88,300円
6級	II種	86,700円
5級	II種	79,000円
	III種	69,100円